

平成 28 年 9 月 16 日

有料老人ホームの運営に関する行政評価・監視 ＜結果に基づく勧告＞

総務省では、有料老人ホームの施設数、定員が急増していることに加え、未届の施設が増加していることも踏まえ、施設入居者の保護を図る観点から、未届施設を含む有料老人ホームの管理・運営状況、都道府県等による指導監督の実施状況等を調査し、その結果を取りまとめ、必要な改善措置について勧告することとしましたので、公表します。

(連絡先)

総務省行政評価局 評価監視官 (厚生労働等担当)

担 当 : 森永、太田、中山

電 話 : 03-5253-5453 (直通)

F A X : 03-5253-5457

E-mail : <https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>

※ 結果報告書等は、総務省ホームページに掲載しています。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/ketsuka_nendo/h28.html

背景

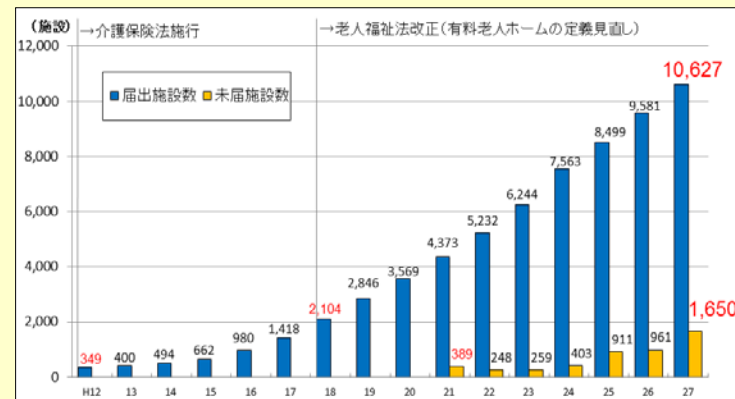
- 単身又は夫婦のみの高齢者世帯が大幅に増加（H10：593万世帯→H25：1,136万世帯）
- 介護保険法施行後、有料老人ホームは施設数、定員共に急増
施設数は30.4倍（H12：349施設→H27：10,627施設）、定員は11.5倍（H12：36,855人→H27：422,612人）
- 一方、未届の施設も増加（H21：389施設→H27：1,650施設）、その実態は未解明
⇒ 未届施設を含む有料老人ホームにおける管理・運営状況、都道府県等による有料老人ホームに対する指導監督の実施状況等を調査

＜調査対象機関＞

- ・ 160有料老人ホーム（79届出施設、32サービス付き高齢者向け住宅、49未届施設）
- ・ 30都道府県等（17都道府県、13市町村）
- ・ 53地域包括支援センター（注）

（注）市町村が設置主体となり、高齢者やその家族等から、介護保険その他の保健福祉サービスに関する各種相談を幅広く受け付け、地域における適切なサービスや制度の利用につなげる等の支援等を実施

有料老人ホームの施設数の推移



（注）厚生労働省調べ

① 未届施設の把握・届出の促進

有料老人ホームの適確な把握

主な調査結果

- 未届施設の把握が不十分
- 未届施設に対する届出指導が不十分

主な勧告

- 関係機関との連携による実態把握の徹底
- ケアマネジャーから得られる情報の活用や介護保険担当部局との連携による届出促進

入居者・入居希望者の
安心・安全の確保

② 指導監督の充実・強化

施設入居者の保護

主な調査結果

- 立入検査や事故報告が行われていないなど指導監督が不十分。指導監督体制もぜい弱

主な勧告

- 指導監督の効率的・効果的な実施、指導監督を補完する評価の仕組みの検討

③ 情報公開の促進

利用者の利便性の向上、施設の適切な選択

主な調査結果

- 都道府県等における各施設の重要事項説明書、情報開示一覧表の公開が不十分

主な勧告

- 重要事項説明書、情報開示一覧表の一体的な公開
- 公開方法の見直し（紙→インターネット）

1 有料老人ホームにおける未届施設の把握及び届出の促進

調査結果

◆未届施設の把握が不十分

- ・当省調査により都道府県等が把握していなかった未届施設を97施設確認（16/30都道府県等）
- ・未届施設の実態把握に当たり、地域包括支援センター等の関係機関と連携した能動的な取組を未実施（15/30都道府県等）
→未届施設の中には、管理・運営が不適切となっている例あり（スプリンクラー等の定期点検及び点検結果の報告を未実施（10/49施設）、避難訓練が不十分（17/49施設）、入居者1人当たりの床面積が基準の半分以下の約6.5㎡（6/49施設）など）
- ・一方、関係機関と連携した能動的な取組を実施し、未届施設の把握が進捗した例あり

結果報告書P4、7、8

// P10～13

◆有料老人ホームに該当するか否かの判断基準が不明確

- ・有料老人ホームの要件である入居サービスと介護等サービスの一体的な提供（経営の一体性）に関する具体的な判断基準が不明確
→都道府県等では、有料老人ホームに該当するか否かの判断に苦慮（18/30都道府県等）
- ・一方、有料老人ホームの判断基準を独自に明確にしている例あり

結果報告書P14～18

◆有料老人ホームの該当性を判断するための情報の入手が困難

- ・疑いがあるだけでは立入検査ができず、有料老人ホームの該当性を判断できない
→介護保険利用者の居宅（有料老人ホームにおける居室を含む。）にはケアマネジャー等が定期的に訪問する機会あり。これらの情報を該当性の判断に活用する余地あり
該当すると判断できれば、未届であっても立入検査が可能

結果報告書P19～21

◆未届施設に対する届出指導が不十分

- ・2年以上（最長で4年2か月）にわたり届出指導を未実施（9/56施設）
中には、虐待をうかがわせる通報を受けた後、3年間指導していなかった例あり（その後、指導の上で届出済み）
- ・一方、介護サービス事業所を併設等している未届施設に対し、介護保険担当部局と連携して指導を行い、届出が行われた例あり

勧告

○地域包括支援センター等の関係機関との連携による未届施設の実態把握の徹底

○有料老人ホームの判断基準の整理・情報提供

○ケアマネジャー等の情報を活用するなど、該当性の判断が行えるような取組方策の検討

○介護保険担当部局との連携などによる未届施設の届出促進の徹底

2 有料老人ホームに対する指導監督の充実・強化

調査結果

結果報告書P104～114

◆立入検査や事故報告が行われていないなど指導監督が不十分

- ・指導監督体制が弱いなどの理由から、定期的な立入検査が未実施の年度があるなど計画的に実施できていない（14/30都道府県等）。中には、3年間（H24～26年度）未実施の例あり（3都道府県等）
- ・一方、自主点検、集団指導等を活用し、指導監督を行っている例あり（自主点検の実施（2/30都道府県等）、集団指導の実施（12/30都道府県等））
- ・死亡事故が発生しているにもかかわらず事故報告が行われていない例があるなど、有料老人ホームの設置者から都道府県等への事故報告が不徹底（H24～26年度で8都道府県等では事故報告が0件。一方、22都道府県等では平均で606件の報告あり）
- ・届出施設の中には、自らが提供するサービスについて、公益社団法人全国有料老人ホーム協会が実施している第三者評価を受審している例あり（17/79施設）
また、都道府県等の中には、有料老人ホームに第三者による評価の受審に努めるよう指導指針に規定している例あり

勧告

- 自主点検や集団指導等の活用、事故報告の徹底等による効率的・効果的な指導監督の実施
- 指導監督を補完する、第三者性に留意した評価の仕組みの検討

3 有料老人ホームに関する情報の公開の促進

調査結果

結果報告書P159～161

◆都道府県等における各施設の重要事項説明書、情報開示一覧表の公開が不十分

- ・重要事項説明書を未公開（17/30都道府県等）、公開していても紙媒体のみ（6/13都道府県等）
- ・情報開示一覧表を未作成又は未公開（15/30都道府県等）
→限定的な内容での公開
- ・情報開示一覧表をインターネットで公開しているもののうち重要事項説明書と情報開示一覧表の一体的な公開を未実施（6/12都道府県等）

✓重要事項説明書は、施設の設備、サービス内容、職員体制、利用料金などの重要な情報が詳細に記載されたもの
✓情報開示一覧表は、施設名、入居一時金、月額利用料等の施設の概要を20項目にまとめたもの

勧告

- 重要事項説明書、情報開示一覧表の一体的な公開
- 公開方法の見直し（紙→インターネット）